

子育て世代・働くひとの視点で北本を変える！
安心をすべての人に届けたい

きたもと
well-being 通信



北本市議会議員
 さくらい すぐる
桜井 卓



公式ホームページ
<http://sakuraisuguru.jp/>



第18号

県内初・子どもの権利条例制定を目指して 『子どもの権利に関する特別委員会』を設置！

子どもの権利に関する特別委員会を設置 年度内の条例制定を目指します！

令和3年6月定例会の最終日に「子どもの権利に関する特別委員会」が設置されました。昨年10月に自主的な勉強会として立ち上げ、有識者を招いた研修会などを実施してきましたが、今年度中の条例制定を目指して、いよいよ本格的な議論がスタートします。

特別委員会の委員は次の7人です。
 湯沢美恵、桜井卓○、岡村有正、今関公美、
 保角美代、渡邊良太◎、大嶋達巳
 （議席番号順、◎:委員長、○副委員長）

子どもの権利とは？

子どもの権利の基本となるのは『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』です。1989年11月20日に国連で採択され、日本も1994年に批准しています。

この条約には次の4つの一般原則を含め、表現の自由、教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など様々な権利が定められています。

◆ 子どもの権利条約・一般原則

1. あらゆる差別の禁止（第2条）
2. 児童の最善の利益の考慮（第3条）
3. 生きる権利・育つ権利の確保（第6条）
4. 意見を表明する権利の確保（第12条）



特に日本では、子どもは保護される対象と考え、親や教師が「正しい方向に導く」という意識が強く、子ども自身の意思が軽視されている面があります。子どもも大人と同じ社会の一員です。子どもの意見は十分に尊重されなければなりません。

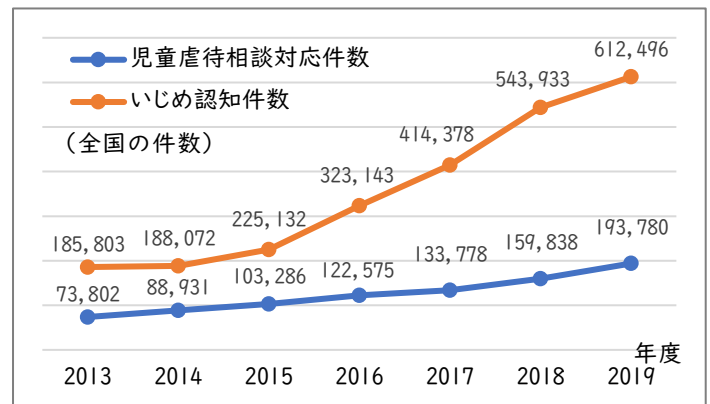
(↑日本ユニセフ製作のポスター)

子どもの権利条約の内容については、日本ユニセフのホームページに分かりやすくまとめられています。右のQRコードからご覧いただけます。



子どもの権利を守らなければいけない理由 ～我が国の子どもを取り巻く厳しい環境～

現代社会において、子どもを取り巻く環境が厳しさを増していることは、児童虐待相談対応件数やいじめの認知件数が増加傾向にあることから明らかです。



(参考) 令和元年度児童虐待相談対応件数(厚生労働省)
 令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)

国連子どもの権利委員会は日本政府に対し、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境の改善を求めています。

国内でも日本財団が「子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、今一度、現在の日本で子どもの権利を守る仕組みを見直す必要がある」として、子ども基本法の制定を提言しています。

こうした動きが、自民党有志議員による「子ども庁創設に向けた提言」や、立憲民主党による「子ども総合基本法案」の提出につながっています。

国全体として、子育て支援(=親に対する支援)だけでなく、**子どもに対する直接的な支援**の方向性が打ち出されつつあります。

条例の制定が必要な理由

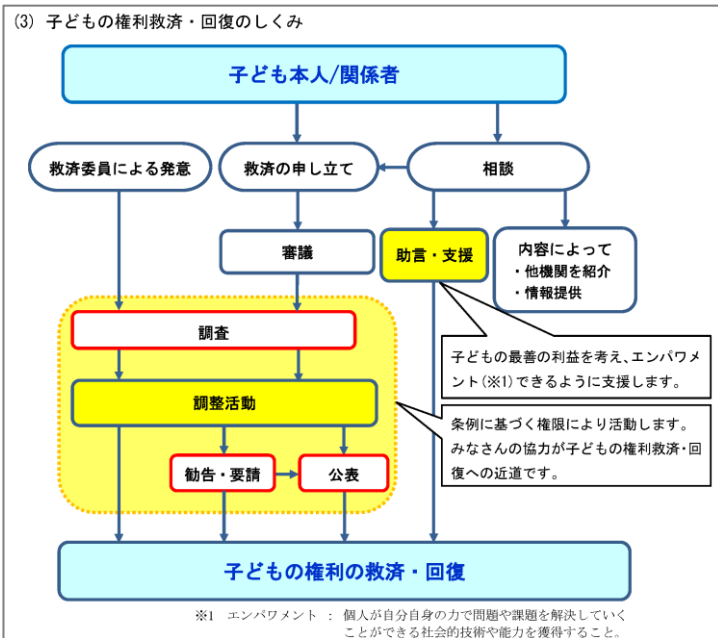
北本市では平成13年に「北本市児童憲章・北本っ子未来へのちかい」を制定、平成23年には「めざせ日本一、子育て応援都市」を宣言し、青少年の健全育成や子育て支援に取り組んできました。

これまで小学校の少人数学級や0歳児おむつ無料化事業、18歳までの子ども医療費無料化など、先進的な取組を実施してきました。

しかし、子どもの権利がきちんと守られていたかという、疑問があります。

2017年には中学教員による「なりすまし中傷ツイート事件」がありました。中学校では未だに服装や髪型など校則で細かく規制されています。また、栄小の閉校の決定に当たり、児童が事前に意見を聴かれることもありませんでした。

本気で子どもの権利を守るためには、子どもの権利とは何なのかを行政や教師はもちろん市民全員がきちんと理解するとともに、権利を守る具体的な仕組みが必要です。また、市長や議員が変わっても市として継続して取り組むためには、条例で定めておく必要があります。



(出典) 令和元年度宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

どうやって子どもの権利を守るのか

子どもの権利を守るためには、子どもを含めた市民全員が子どもの権利を正しく理解した上で、子どもの権利が侵害された場合に子どもが声を挙げ(又は声を周囲の人が気づき)、権利を守る機関が相談を受け、調査や調整を行う仕組みが必要になります。

例えば福岡県宗像市では、左下の図のような仕組みで子どもの権利救済・回復を図っています。図の黄色い部分が条例に定めた「子どもの権利救済委員」による調査・調整・支援等の活動です。救済委員は学校に属さない第三者機関なので、児童・生徒にとっても相談しやすい仕組みだと思えます。

北本市でもこのような仕組みができないか、今後検討してまいります。

子どもの権利に関する特別委員会では、年度内の条例制定を目指して、6月末からさっそく議論を開始しました。

今後、専門家だけでなく、市内の子どもたちや、教育・児童福祉関係者、市民の皆様にも意見を聴く機会を設けたいと考えていますので、その際には積極的にご意見いただければ幸いです。

私のホームページやSNS(ツイッター、LINE)でも議論の経過を随時お知らせしていきます。

令和3年6月定例会について

令和3年6月定例会では10件の議案が提案され、すべて可決されました。また、再生可能エネルギー関連の請願1件も採択され、これに関して市議会として意見書を提出することになりました。

なお、一般質問では次の2件を取り上げました。

- 1 障がい福祉政策について
- 2 支出に関する財務事務について

議案、意見書、一般質問の内容は、私のホームページで解説しています。ぜひご覧ください。

会派・市民の力から議長と委員長が選任されました

5月24日に開催された第3回臨時会において、工藤日出夫議員が議長に選任されました。また、私は健康福祉常任委員長、埼玉中部環境保全組合議員に選任されました。

引き続きよろしくお願いたします。



LINE
公式アカウント



発行者 北本市議会議員 桜井 卓
住所 〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電話 090-9389-3572
メール sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com
Twitter @sakuraikitamoto

Twitter、YouTube、LINE、公式ホームページなどで市議会や市政に関する情報を発信しています。お好みのメディアでフォロー、登録などお願いします!